

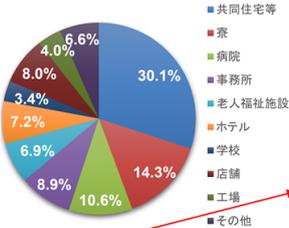
既存ストックを改修型のサービス付き高齢者向け住宅整備の実態について

空き家等の既存ストックの改修によるサービス付き高齢者向け住宅の供給は、令和2年3月31日時点で**6%弱(累計)**にとどまっている。改修の課題については以下の3つが挙げられる。

- ①用途変更しやすい既存ストック(寄宿舍、有料老人ホーム、病院など)が少なく、バリアフリー基準適合などに費用がかかる
- ②スプリンクラー設置費用がかかる(H27消防法改正)
- ③改修工事において予期しない追加が発生するリスクがある

【改修型の補助実績(累計)の用途別内訳】

従前用途	物件数
共同住宅等	105
寮	50
病院	37
事務所	31
老人福祉施設等	24
ホテル	25
学校	12
店舗	28
工場	14
その他	23
改修物件計	349
(参考)全物件	5,872



【改修型の補助実績(累計)の築年数別内訳】

築年度別 改修件数



※H23～R1に補助事業を活用したサービス付き高齢者向け住宅5,872件のうち、改修によって供給された349件について集計。
 ※「共同住宅等」は事務所や店舗等を併設した住宅を含む。「ホテル」は「旅館」「保養所」を含む。「学校」は「教習所」「幼稚園」を含む。
 「その他」は、「倉庫」「作業所」未回答など。

【「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の補助実績】

年度別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
交付決定件数	895	950	976	850	876	291	419	339	276	5872
うち改修	66	64	59	46	45	16	17	28	8	349
割合	7.4%	6.7%	6.0%	5.4%	5.1%	5.5%	4.1%	8.3%	2.9%	5.9%

※交付決定時点での件数をもとに算出

出典：令和2年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業、住まい環境整備モデル事業に関する説明会（国土交通省）

28

サービス付き高齢者向け住宅と連携している介護保険サービス

サービス付き高齢者向け住宅における賃貸住宅事業と、連携している介護保険サービス事業が、それぞれ独立して採算が合う事業となることが、適正な事業運営につながると考えられます。しかしながら、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームにおいては、利用者本位ではない過剰な介護保険サービスの提供がなされているといった事例も見受けられます。

このため、国土交通省の整備費補助金の審査において、令和3年度からは、要介護度別の家賃等の設定を行う住宅は補助対象としないことになりました。また、これまで整備費補助を受ける場合を除き任意に公開されていた医療機関連携や看取りなどの運営情報が、令和3年度から登録事項として順次情報公開されることとなっています。医療やケアについて、入居時に、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の説明を行うサービス付き高齢者向け住宅もあります。

<参考>アドバンス・ケア・プランニング（ACP）について

もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みを「ACP：アドバンス・ケア・プランニング」といいます。厚生労働省では、その愛称を「人生会議」に決定し、普及・啓発を行っています。

出典：厚生労働省ホームページ

<参考> 国土交通省におけるサービス付き高齢者向け住宅整備事業（補助金）見直しの概要

背景・課題	運営事業者の経営不振・廃業事案とサブリースオーナーとのトラブル予防 …①
	併設施設による過剰な介護サービスの提供等（いわゆる「囲い込み」）の指摘 …②
	これまでの整備状況等を踏まえた支援の重点化、災害時利用の促進 …③
	感染症対策の促進（新たな日常への対応）、人材不足を踏まえたサービス合理化 …④

サ高住を取り巻く状況や諸課題に対応するため、補助金の要件・審査等について見直し

1. サ高住の職員配置の確認	申請時及び事業中の定期報告の各時点において、職員の配置状況を確認	①関係
2. サブリース契約についての運営事業者から補助事業者（オーナー）への説明状況の確認	R2年度から実施 (1)法 [※] に基づく特定賃貸借契約締結前の重要事項説明書(写)の提出を必須化 (2)不当な勧誘がなく上記重要事項を確認した旨のオーナーによる署名を必須化	①関係
3. 家賃設定、入居率等の確認	(1)一定の運営実績がある場合、補助金申請時に既存物件の入居率および廃業等の状況を確認 (2)入居者の介護度等の程度により家賃、サービス費等の区分が行われていないことを確認 (3)補助対象の家賃限度額を引き下げ、所在市区町村に応じて設定（一律30万円→平均約15万円）	①関係 ②関係 ③関係
4. 補助対象事業の重点化	(1)戸当り補助限度額の見直し（改修：180万円→195万円、新築（住戸25㎡未満）：90万円→70万円） (2)防災の観点からのエリア限定（土砂災害特別警戒区域に該当するものを対象外とする）	③関係
5. 「新たな日常」や人材不足に対応するための補助メニュー新設	IoTにより非接触サービスを可能とするために必要な、既設のサ高住の改善事業に対して新たに補助	①④関係
6. 災害時利用の要件化	災害時の応急仮設住宅又は福祉避難所として、居室等で要配慮者を受入れること等を補助要件化	③関係

※ ①関係で登録段階での情報開示の充実、④関係で職員の日中の常駐等の要件の合理化を別途検討中。 41
出典：令和2年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業、住まい環境整備モデル事業に関する説明会（国土交通省）

<参考> 情報開示の拡充（登録段階）

省令改正の方向性（案）

施行時期：令和3年度中
※具体的な時期は未定

1. 登録段階での情報開示の充実
登録申請書への記載事項【登録事項】等に、補助事業の要件として開示を義務づけている情報【運営情報】を追加

■ 既存情報【登録事項】	■ 追加情報【運営情報】
<p>1. 名称及び所在地 2. 事業を行う者 3. 事業を行う者の事務所 4. 戸数、規模並びに構造及び設備 5. 入居契約、入居者資格及び入居開始時期 6. 高齢者生活支援サービスの内容及び入居者から受領する金銭 7. 管理の方法等 8. 併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携・協力 10. 登録申請が基本方針に照らして適切なもの</p>	<p>①基礎情報 ②入居者情報 ③生活支援サービス等 ○状況把握・生活相談サービスを提供する職員の配置 ○生活支援サービス費で対応可能なサービス ○緊急通報サービスの内容 ○オプションサービス(食事提供) ④建物の特徴 ⑤介護・医療サービスの利用状況等 ⑥運営方針等</p>

+

運営情報の一部が登録事項となる

2. 状況把握・生活相談サービスの提供体制の合理化
常駐基準の要件(有資格者の常駐、日中の常駐等)及び生活相談サービスの提供体制について見直し

■ 変更前		■ 変更後	
	日中	日中	日中以外
常駐基準	原則	有資格者が常駐【500m以内】 緊急通報装置 ＜受動的把握＞ ※常駐可能な体制確保が望ましい	常駐【500m以内】 緊急通報装置 ＜受動的把握＞ （常駐可能な体制） 【一定範囲内】 ※常駐可能な体制確保が望ましい
	例外	有資格者が訪問 センサー等 ＜能動的把握＞	訪問 センサー等 ＜能動的把握＞
状況把握サービス	訪問 センサー等 ＜能動的把握＞	訪問 センサー等 ＜能動的把握＞	訪問 センサー等 ＜能動的把握＞
生活相談サービス	有資格者の相談体制 常駐時間外	有資格者の相談体制	有資格者の相談体制

【凡例】 ■ 有資格者要件あり □ 人による対応 ■ 常駐による対応
■ 有資格者要件なし □ 機械による対応 ■ 非常駐による対応

48
出典：令和2年度都道府県等高齢者住宅担当課長会議資料（国土交通省）

<参考> 登録事項と運営情報

■登録事項

- 法 § 6① 商号、名称及び住所
- 法 § 6② 事務所の名称及び所在地
- 法 § 6③ (法人である場合) 役員の氏名
- 法 § 6④ (未成年者である場合) その法定代理人の氏名及び住所
- 法 § 6⑤ サービス付き高齢者向け住宅の位置
- 法 § 6⑥ サービス付き高齢者向け住宅の戸数
- 法 § 6⑦ サービス付き高齢者向け住宅の規模
- 法 § 6⑧ サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備
- 法 § 6⑨ 入居者の資格に関する事項
- 法 § 6⑩ 入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容
 - 省令 § 5① 状況把握サービス
 - 省令 § 5② 生活相談サービス
 - 省令 § 5③ 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
 - 省令 § 5④ 食事の提供に関するサービス
 - 省令 § 5⑤ 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
 - 省令 § 5⑥ 心身の健康の維持及び増進に関するサービス
- 法 § 6⑪ 入居者から受領する金銭に関する事項
- 法 § 6⑫ 前払金の概算額及び講じる保全措置に関する事項
- 法 § 6⑬ (居住の用に供する前の場合) 入居開始時期
- 法 § 6⑭ 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力事項
- 法 § 6⑮ その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項
 - 省令 § 6① サービス付き高齢者向け住宅の名称
 - 省令 § 6② 竣工の年月
 - 省令 § 6③ 入居契約の形態
 - 省令 § 6④ 施設又は土地に関する権利の種類及び内容
 - 省令 § 6⑤ 管理又はサービス提供の委託に係る契約事項
 - 省令 § 6⑥ 登録基準に適合することを誓約する旨
 - 省令 § 6⑦ 維持及び修繕に関する計画
 - 省令 § 6⑧ 終身建物賃貸借契約の認可の有無
 - 省令 § 6⑨ 高齢者居宅生活支援事業の名称、位置及び種類
 - 省令 § 6⑩ 特定施設入居者生活介護事業所等の指定の有無
 - 省令 § 6⑪ 基本方針に照らして適切なものである旨
 - 省令 § 6⑫ 欠格要件に該当しないことを誓約する旨
 - 省令 § 6⑬ 法定代理人が欠格要件に該当しないことを誓約する旨

■運営情報

- ①基礎情報
 - ・所在地・交通・開設年月
 - ・水道光熱費・位置
 - ・ホームページアドレス
- ②入居者情報
 - ・集計年月・年齢別人数
 - ・平均年齢・男女別人数
 - ・要介護度別入居者数
- ③生活支援サービス等
 - 状況把握・生活相談サービスを提供する職員の配置
 - ・常駐する職員の最小人数と時間・夜間の人員配置
 - ・サービスを提供する職員の保有資格
 - 生活支援サービス費で対応可能なサービス(追加費用なし)
 - ・状況把握(安否確認)・生活相談・緊急時対応・その他サービス(介護保険適用外)
 - 緊急通報サービスの内容
 - ・通報方法、通報先、到着予定時間
 - オプションサービス(食事提供)
 - ・配食の対応・利用者の状態に合わせた食事対応
 - 上記以外の生活支援サービス(追加費用あり)
 - ・オプションサービス
- ④建物の特徴
 - ・建物と近隣情報
- ⑤介護・医療サービスの利用状況等
 - 入退去状況
 - ・集計年月・住宅戸数・入居中戸数・基準日までの1年間の新規入居者数及び退去者数・基準日までの1年間に退去した者の人数と理由
 - その他
 - ・適正な運用に関する宣誓・重度の認知症・看取り
 - ・医療処置を必要とする入居者に対する対応や体制、特徴
 - ・医療機関との連携及び協力・介護サービスを利用している入居者の人数
 - ・生活支援サービスのみを利用している入居者の数
- ⑥運営方針等

黒字: 登録事項に既にある情報 / 追加不要な情報
 青字: 登録事項に含まれる情報
 > 登録申請書の項目に追加 【省令改正】
 緑字: 登録事項に追加される情報
 > 登録事項及び登録申請書の項目に追加 【省令改正】
 赤字: 定期報告において、登録主体が開示有無及び内容を確認する情報 【告示+事務連絡改正】
 : 従来の運営情報になく、新規追加の情報

49

出典: 令和2年度都道府県等高齢者住宅担当課長会議資料(国土交通省)

入居者にサービス選択の自由を説明せず併設事業所だけがサービスを提供している、いわゆる「囲い込み」に関して、大阪府では、大阪府高齢者・障がい者住宅計画(平成29年3月)において、高齢者住まい法第7条第1項第9号の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録の基準を追加して、「入居契約前の書面説明による状況把握・生活相談サービス以外の外部サービスの選択制の確保」を定めています。

整備費補助金の審査に加え、高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等について検討する等、利用者にとって真に必要なサービスが提供される仕組みづくり等の検討が必要です。大阪府高齢者計画2021(介護給付適正化計画)において、ケアプランの点検等の市町村支援に取り組むとしています。

第2節 介護給付等適正化（第5期大阪府介護給付適正化計画）

めざすべき姿

公平公正な要介護認定の実施及び過不足のないサービス提供に向けた介護給付の適正化

現状と課題

- 市町村は、国の「介護給付適正化計画の計画策定に関する指針」等に基づき、適正化事業を実施していますが、保険者の体制等には差があり、取組みにもばらつきがあることから、大阪府としては、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援していく必要があります。

【参考：各保険者の介護給付適正化事業の実施率】 ※（ ）内の数字は実施保険者数

	第3期			第4期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①要介護認定の適正化	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)
②ケアプランの点検	100.0%(41)	92.7%(38)	95.1%(39)	100.0%(41)	100.0%(41)
③住宅改修等の点検	95.1%(39)	97.6%(40)	92.7%(38)	87.8%(36)	97.6%(40)
④福祉用具購入・貸与調査	97.6%(40)	100.0%(41)	68.3%(28)	68.3%(28)	68.3%(28)
⑤医療情報との突合	80.5%(33)	95.1%(39)	92.7%(38)	100.0%(41)	100.0%(41)
⑥縦覧点検	100.0%(41)	100.0%(41)	95.1%(39)	100.0%(41)	100.0%(41)
⑦介護給付費通知	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)
⑧給付実績の活用	61.0%(25)	68.3%(28)	48.8%(20)	58.5%(24)	63.4%(26)

※大阪府調べ

- 適正化主要8事業の現状と課題は以下のとおりです。

(1)要介護認定の適正化

要介護認定の適正化については、全保険者で取り組まれています。認定調査項目別の選択状況や一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び介護認定審査会の合議体間の差の分析、認定調査の平準化の取組内容には差があります。その要因として、分析に関するノウハウ不足、分析結果を効果的に取組みにつなげる具体策に係る情報が少ないといった課題があります。

(2)ケアプラン点検等、上記以外の7事業の市町村支援

【ケアプラン点検にかかる課題】

- ・ケアプランチェックに専門的な知識を有する職員の配置が十分でないなど体制が不十分。
- ・重点的に点検すべきケアプランの判別が難しい。

【住宅改修や福祉用具購入・貸与調査にかかる課題】

- ・専門知識を有する職員がいない、担当職員が不足、効果的な点検方法がわからない等。

【給付実績の活用にかかる課題】

- ・介護給付適正化システムの活用が限定的。また、効果的な活用方法がわからない。

- 近年、増加する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいについては、高齢者の多様な住まいに対するニーズの受け皿として、今後とも重要な役割を担っていくことが期待される一方、一部では、利用者本位ではない過剰なサービスの提供がなされているといった事例も見られることから、利用者にとって真に必要なサービスが提供される仕組みづくり等、住まいの質の確保にむけた取組みを行う必要があります。

施策の方向性

1. 要介護認定の適正化に取り組みます

- 市町村介護認定審査会を訪問することにより、審査会運営上の課題抽出と対応策等について市町村と意見交換したり、他市町村での取組事例を紹介することで、適切な要介護認定に向けた市町村の取組みを支援します。

2. ケアプラン点検等、上記以外の 7 事業の市町村支援に取り組みます

【ケアプラン点検について】

- 点検に従事する行政職員のスキルアップや重点的に点検すべきケアプランの共有を図る等の支援を行います。

【住宅改修や福祉用具購入・貸与調査】

- 先進的な調査について共有するなど、市町村とともに効率的な点検について検討等していきます。

【給付実績の活用】

- 大阪府国民健康保険団体連合会と連携し、介護給付適正化システムの活用方法に関する情報提供を通じ、市町村を支援していきます。

3. 高齢者住まいの質の確保に取り組みます

- 高齢者住まいの質の確保に向け、市町村とともにケアプラン点検の事例共有や高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等について検討するとともに、住宅運営事業者に対する指導監督等を実施します。

出典：大阪府高齢者計画 2021（介護給付適正化計画）

サービス付き高齢者向け住宅の登録の 10 年目更新

サービス付き高齢者向け住宅は新規登録した後、5年ごとの登録更新が必要です。大阪府では、確実な登録更新のため、更新期限の3か月前までに事業者へ事前通知しています。大阪府内には、令和3年12月以降、10年目更新の対象となるサービス付き高齢者向け住宅があります。

国土交通省の整備費補助金が、サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録・運営することを要件としているため、この10年間を経過した後、サービス付き高齢者向け住宅の登録を更新しない事業者があることも想定されます。

大阪府内の9割以上のサービス付き高齢者向け住宅は、食事や介護サービスの提供等を行っているため、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する有料老人ホームに該当していません。有料老人ホームに該当する住宅が、サービス付き高齢者向け住宅の登録を更新しない場合には、有料老人ホームとしての届出が必要となります（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、特例として有料老人ホームの届出は不要）。

国土交通省の整備事業（補助金）は、サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録・運営することが要件。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録は5年ごとに更新しなければ効力を失うが、10年を超えて更新することの事業者メリットが薄く、更新手続きが行われないことが想定される。



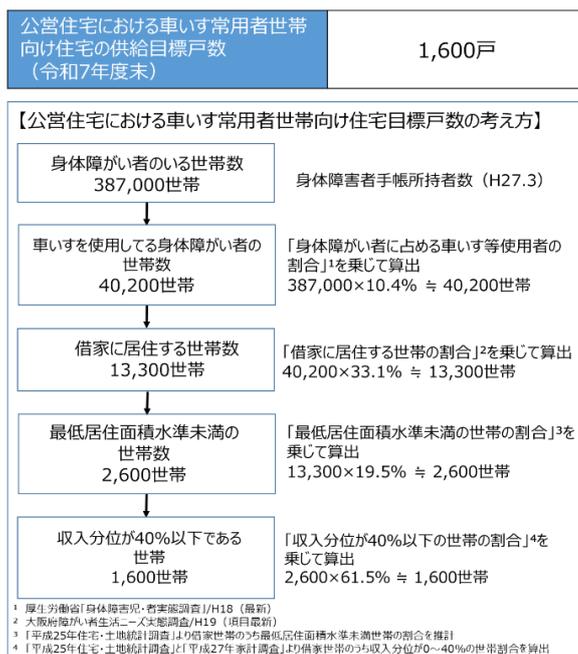
- 府では、登録更新もれを防ぐため、更新期限の3か月前までに事業者へ事前通知
- 府内では令和3年12月以降、10年目更新の対象となるサービス付き高齢者向け住宅がある

（2）障がい者世帯

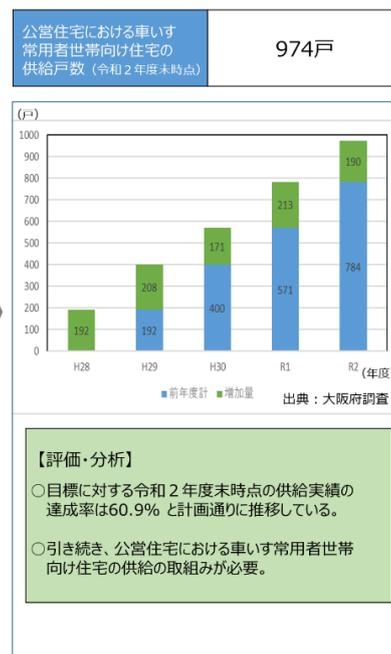
①公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給

公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給について、「車いすを使用している身体障がい者を含む世帯」「借家に居住する世帯」「最低居住面積水準未満である世帯」「収入分位が40%以下である世帯」の4条件すべてに該当する世帯数を基に、平成28年度から令和7年度の10年間に1,600戸の供給を目標としています（大阪府高齢者・障がい者住宅計画 平成29年3月）。令和2年度末時点で974戸と順調に供給が進んでいます。

○ 公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標



供給実績の推移



②公営住宅の障がい者グループホームとしての活用

公営住宅の障がい者グループホームとしての活用については、大阪府障がい者計画で定めた目標に対し、順調に活用が進んでいます。

○公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量

【公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量】

期間	活用の目標量
平成27年度～平成29年度 参考：「第4次大阪府障がい者計画」	243人分
平成30年度～令和2年度 参考：「第4次大阪府障がい者計画 (後期計画)」	292人分

活用実績の推移

活用の実績量
367人分
386人分

出典：大阪府調査

【評価・分析】

- 平成27年度～平成29年度までの活用の実績量及び平成30年度～令和2年度までの活用の実績量はいずれも目標量を上回っている。
- 引き続き、公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の推進が必要。

(3) 子育て世帯

大阪府子ども総合計画 後期計画（令和2年3月）や第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年3月）などにより、地域の見守りや支援につなぐ取組み、ひとり親家庭等日常生活支援事業やファミリー・サポート・センター事業の活用等による生活面の支援、配偶者等からの暴力への対応などが行われています。



※ ____ は主な追加項目です。

個別の取り組み6 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築

現状から見た課題	
<p>・ 地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、子育てに積極的に取り組んでいる家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあり、地域と一体となった、各家庭の状況に寄り添う適切な支援やその情報提供が求められています。</p>	
取り組み項目とその方向性	
<p>6-（1） 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築</p>	<p>すべての子育て家庭を対象に、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高める取り組みを進めるとともに、それらの取り組みが個々の家庭に確実に情報提供される仕組みや、保護者同士が情報交換できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供、子どもの「非認知能力」(※)の育成に向けた、乳幼児期における家庭の教育力の向上を図る取り組み等を通じ、子育て家庭を支援します。</p> <p>また、「第3次大阪府食育推進計画」において、子どもたちが食べることを楽しみ、成長段階に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進し、子どもの育ちを支援していきます。</p>
<p>6-（2） 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築</p>	<p>家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを進めます。</p>

※ 非認知能力とは、目標に向かってがんばる力、気持ちをコントロールする力、他の人と関わる力などの力のこと。乳幼児期にその土台が形成され、子どもの発達とともに成長していき、記憶力や推論する力などの「認知能力」の育成に影響を与えるとともに、生涯にわたって個人に影響を与えるとされる。

個別の取り組み10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実

現状から見た課題	
<ul style="list-style-type: none"> 各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実とあわせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が重要となっています。 そのため、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組が求められています。また、市町村と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要です。さらに、行政のみならず、社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携していく必要があります。 	
取り組み項目とその方向性	
<p>10- (1)</p> <p>学校をプラットフォームとした地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム</p>	<p>学校は児童・生徒の日常的な学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が現れる場所であることから、学校をプラットフォーム(※)とし、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により、スクールソーシャルワーカー(SSW)やコーディネーター等が地域や支援機関と連携し、貧困など困難を抱える子どもや保護者を地域の見守りや支援につなぐ取組を進めていきます。</p>

※ この取組は、SSWをはじめとして、子どもや保護者と関わる様々な方が、教員とも連携しながら取り組むものです。

個別の取り組み11 ひとり親家庭等の自立促進

現状から見た課題	
<ul style="list-style-type: none"> 多くのひとり親家庭等が経済的に苦しい状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、保護者への就業支援、生活支援を強化していく必要があります。 とりわけ、「子どもの貧困」については、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭に対する支援の強化が求められています。 	
取り組み項目とその方向性	
<p>11- (1)</p> <p>ひとり親家庭等の自立促進</p>	<p>継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組みます。</p> <p>また、貧困率が高いひとり親世帯への生活面への支援を推進します。</p>

個別の取り組み17 その他支援が必要な人や子どもへの支援

現状から見た課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期せぬ妊娠や経済的な事情等から飛び込み出産をするハイリスク妊婦に対しては、できるだけ早期からの対応が必要です。 ・ 配偶者等からの暴力によって子育てが脅かされることがないよう、早期の相談や保護の体制が確保されている必要があります。 	
取り組み項目とその方向性	
17- (1) 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実	予期せぬ妊娠等に悩む人や飛び込み出産を防ぐため、できるだけ早い段階から相談や支援を受けられるような体制の充実を進めます。
17- (2) 配偶者等からの暴力への対応	<p>配偶者等からの暴力について、防止啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していきます。</p> <p>各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。</p>

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の概要

1. ひとり親家庭を取り巻く現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子家庭の母の9割は就業しているものの、半数近くはパート・アルバイト等での就労形態。収入は低水準。 ▶ 父子家庭の父は、子どもの養育、家事等の生活面で困難を抱え、子育てと就業の両立が困難な状況。 ▶ 面会交流の実施は母子家庭で3割、養育費の受給は母子家庭で2割。 ▶ 施設・制度の認知状況が低く、周知や支援につなぐ仕組みの重要性が増している。 	2. 計画の位置づけ <p>位置づけ ▶ 母子及び父子並びに専業主婦法第11条に規定する母子家庭等及び専業主婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を踏まえ、同法第12条に定める自立促進計画</p> <p>期間 ▶ 令和2年度から令和6年度の5年間</p>
3. 基本理念 <p>～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～</p> <p>子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりをめざす。</p>	4. 推進にあたっての基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援 ○国、大阪府、市町村等が適切に役割を分担し、互いに連携しながら総合的な取り組みの推進に努める。 ○福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援 ○福祉分野や雇用分野などの関係機関が相互に緊密な連携を図りながら施策の推進に努める。 ○相談・情報提供機能の連携による早期からの支援 ○不安や問題を早期に見出し、把握し、その解決に必要な助言、情報提供、専門機関へのつなぎなど関係機関が連携を強化し、適切な支援を実施する。
5. 計画の基本目標及び具体的取組み ※網掛けの取組は、今次計画から新たに重点施策としたもの（新規含む）	
1. 就業支援 <p>ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面における支援の充実を図る。</p> <p>【就業あっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 ◆母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携 ◆地域就労支援事業による就労支援 ◆母子・父子自立支援員による就業相談 ◆OSAKA しごとフィールドによる就労支援 ◆公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供 ◆公共職業安定所（ハローワーク）における就業紹介 など <p>【職業訓練等の実施・促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共職業訓練の実施 ◆就業支援講座の実施 ◆母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 ◆技能習得期間中の生活資金貸付の実施 ◆職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進 など <p>【就業機会創出のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ 重点 ◆ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公営発注の推進 重点 ◆母子・父子福祉団体等への業務発注の推進 重点 ◆公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非営利職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ 重点 ◆ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設 重点 ◆ひとり親家庭の親の職歴定着支援等の取組を推進 重点 ◆試用雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進 ◆助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 など 	5. 相談機能の充実 <p>身近なところで相談を受けられるよう、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆母子・父子自立支援員等による相談事業の実施 ◆前立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 重点 ◆土日・夜間相談事業の実施 ◆母子父子福祉推進委員、府・市町村担当による情報提供の充実 など
2. 子育てをはじめとした生活面への支援 <p>子育てを行いながら、就業や職業訓練を受けることができるよう、生活面への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育所等優先入所の推進 ◆多様な保育、子育て支援サービスの提供 ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用 ◆心身交換講座（子育て支援）の実施 ◆母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援 ◆公営住宅における優先入居の推進等 ◆住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等 ◆子どもの学習支援等の推進 ◆子どもも輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援 重点 など 	3. 面会交流の促進・養育費確保の支援 <p>ひとり親家庭の子ども健やかな成長を支えるため、面会交流の実施促進に関する啓発や相談体制の整備に取り組みとともに、養育費の取り決めや受給促進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆面会交流に向けた支援 重点 ◆養育費確保に向けた取組の推進 重点 ◆養育費相談支援センター事業の推進 ◆市町村や専門機関との連携 など
4. 経済的支援 <p>構造的な制度周知や適正な給付事務等を実施し、経済面での支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆母子・父子・専業主婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施 ◆児童扶養手当の給付業務の実施等 ◆ひとり親家庭医療費助成等の実施 ◆各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援 など 	6. 人権尊重の社会づくり <p>ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、人権啓発の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人権啓発に関する施策の推進 ◆企業に対する公正採用に関する啓発の実施 ◆個人情報取扱い等に関する取組の推進 など

※「ひとり親家庭」とは、「母子家庭」と「父子家庭」を合わせた呼称であり、種類により、子どもにとって親がひとりになることを意味するものではありません。